

■投資顧問契約締結前交付書面 新旧対照表

変更前	変更後
<p>○投資顧問契約の概要</p> <p>①投資顧問契約は、<u>金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について、自動売買取引（お客さまがストラテジ（取引方法をプログラム化したもの。）をその裁量で選択し、当該選択したストラテジのプログラムに従って自動で行う売買取引。）の環境を提供することで、お客さまに対して同法同条第 8 項第 11 号に規定する投資助言の行為を行う契約です。</u></p> <p>②（略）</p>	<p>○投資顧問契約の概要</p> <p>①投資顧問契約は、<u>有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客さまに助言する契約です。当社の助言は、店頭外国為替証拠金取引において、自動売買取引（お客さまが取引方法をプログラム化したストラテジをその裁量で選択し、当該選択したストラテジに従って自動で行う売買取引）を行うにあたり、売買シグナル（ストラテジ）をお客さまに提供するものです。セントラルミラートレーダーをご利用されるお客さまには、投資顧問契約を締結いただく必要があります。</u></p> <p>②（略）</p>
<p>○報酬等について</p> <p>①<u>店頭外国為替証拠金取引において、お客さまの裁量で選択されたストラテジから生じる売買シグナルにより行われた自動売買取引のたびに、その売買シグナルを助言として、お客さまから助言報酬をいただきます。</u></p> <p>②投資助言に係る報酬額は、別紙に定めた「pips」に取引金額に乗じた金額となります。但し、それぞれの「pips」の実数は、対円通貨ペアの場合、1の位が小数第2位となり、外貨通貨ペアの場合は1の位が小数第4位となります。<u>対価が外貨の場合、報酬額が外貨となりますが、その時点の当該外貨対円レートにより円貨相当額に計算されます。</u></p> <p>③<u>その他の費用：ありません。</u></p>	<p>○報酬等について</p> <p>①<u>投資顧問契約に基づき、セントラルミラートレーダー口座で取引が行われるたびに、お客さまから助言報酬をいただきます。</u></p> <p>②投資助言に係る報酬額は、別紙に定めた「pips」に取引金額に乗じた金額となります。但し、それぞれの「pips」の実数は、対円通貨ペアの場合、1の位が小数第2位となり、外貨通貨ペアの場合は1の位が小数第4位となります。<u>外貨通貨ペアの取引にかかる報酬額は、決済取引時点の当該外貨対円レートにより円貨相当額に換算されます。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>○投資顧問契約に係るリスクについて</p> <p>当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れが</p>	<p>○投資顧問契約に係るリスクについて</p> <p>当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れが</p>

あります。

変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。

あります。

変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク、および外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスク等があります。したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。

その他のリスクについては、当社ホームページ等に記載の「外国為替取引のリスク」をご確認ください。

○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱い、次のとおりです。

①クーリング・オフ期間内の契約解除

当社と投資顧問契約を締結したお客さまは、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内の期間であれば、ご自由に、メールにより契約を解除することができます。また、当該契約の解除日は、お客さまがそのメールを送信した日となります。

なお、契約解除がなされた場合でも、解除時までに行った助言の回数に応じて算定した報酬額を当社は受領します。また、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

※投資顧問契約が解約された場合、店頭外国為替証拠金取引にかかる口座も

○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。

※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

①クーリング・オフ期間内の契約解除

当社と投資顧問契約を締結したお客さまは、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内の期間であれば、ご自由に、書面により契約を解除することができます。また、当該契約の解除日は、お客さまがその書面を発信した日となります。

なお、契約解除がなされた場合でも、解除日までに行った助言に応じて算定した報酬額を当社は受領します。報酬の前払いがあるときは、前記で算定した報酬額を差し引いた残額をお返しします。また、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

契約解除の際、お客さまの未決済建玉が存在する場合は、当社の裁量でお客さまの口座内の全建玉を強制決済し、お客さまの資金をFXダイレクトプ

<p><u>解約されます。</u></p> <p>②クーリング・オフ期間経過後の契約解除 <u>クーリング・オフ期間経過後に投資顧問契約が解除された場合でも、解除時までにを行った助言の回数に応じて算定した報酬額を当社は受領します。また、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。</u></p> <p><u>なお、契約解除は、メールにより行うものとし、当該契約の解除日は、お客さまがそのメールを送信した日となります。</u></p> <p><u>※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。</u></p> <p><u>※投資顧問契約が解約された場合、店頭外国為替証拠金取引にかかる口座も解約されます。</u></p>	<p><u>ラス口座に振り替えます。強制決済の結果発生した損益はすべてお客さまに帰属します。</u></p> <p>②クーリング・オフ期間経過後の契約解除 <u>お客さまは、クーリング・オフ期間経過後、「投資顧問契約書」第8条第1項に基づき、当社の指定する様式および方法で契約を解除できます。</u></p> <p><u>※①、②いずれにおいても、投資顧問契約が解除された場合、店頭外国為替証拠金取引にかかる口座も解約されます。口座内の資金をFXダイレクトプラス口座に振り替えた後、すべての店頭外国為替証拠金取引口座の解約手続きを行います。</u></p>
<p>○<u>投資顧問契約に関する租税の概要</u></p> <p><u>お客さまが有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利息等への課税が発生します。</u></p>	<p>○<u>租税の概要</u></p> <p><u>2012年1月1日以降、個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイントの収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。</u></p> <p><u>税率は、所得税が15%、復興特別所得税*が所得税額×2.1%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</u></p> <p><u>法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</u></p> <p><u>*復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。</u></p> <p><u>金融商品取引業者は、お客さまの店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。詳</u></p>

	<p>しくは、<u>税理士等の専門家にお問合せ下さい。</u></p>
<p>○投資顧問契約の終了の事由</p> <p>①クーリング・オフまたはクーリング・オフ期間経過後において、お客さまからの<u>書面による契約の解除の申し出があった場合</u>（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください。）</p> <p>②～⑩（略）</p>	<p>○投資顧問契約の終了の事由</p> <p>①クーリング・オフまたはクーリング・オフ期間経過後において、お客さまから<u>契約の解除の申し出があった場合</u>。（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください。）</p> <p>②～⑩（略）</p> <p><u>※投資顧問契約の解除にあたっては、当社がご本人確認手続きを行ったうえで、すべての店頭外国為替証拠金取引口座を解約します。</u></p>
<p>○当社の概要</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 <u>代表者</u>：代表取締役社長 松田 邦夫</p> <p>4～13（略）</p>	<p>○当社の概要</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 <u>役員の氏名</u>： 代表取締役社長 松田 邦夫 <u>常務取締役</u> 阿草 龍二 <u>常務取締役</u> 和木 克己 <u>取締役</u> 須藤 博史 <u>取締役</u> 浦島 伸一郎 <u>取締役</u> 落合 伸一郎 <u>取締役</u> 原田 宏昭 <u>常勤監査役</u> 佐々木 時高 <u>監査役</u> 田村 浩三 <u>監査役</u> 倉都 康行</p> <p>4～13（略）</p>
<p>9 お客さま及び公衆の縦覧に供すべき事項</p> <p>当社の経営内容をお知りになりたい方は、関東財務局で、「金融商品取引業</p>	<p>9 <u>登録状況</u></p> <p>当社の加入協会では、会員名簿を各協会事務局で自由にご覧になれます。ま</p>

者登録簿」を自由にご覧になれます。	た、関東財務局で、「金融商品取引業者登録簿」を自由にご覧になれます。
<p>10 当社の苦情処理措置について</p> <p>(1) 当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客さまのご理解をいただくよう努めています。</p> <p>当社の苦情の申し出先は、上記7の苦情受付窓口のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。</p> <p>①お客さまからの苦情等の受付 ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討 ③解決案のご提示・解決</p>	<p>10 当社の苦情処理措置について</p> <p>(1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客さまのご理解をいただくよう努めています。</p> <p>当社の苦情の申し出先は、上記7の苦情受付窓口のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。</p> <p>①お客さまからの苦情等の受付 ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討 ③解決案のご提示・解決</p>

■投資顧問契約締結時交付書面 兼 投資顧問契約書 新旧対照表

変更前	変更後
<p>クーリング・オフ条項</p> <p>(10日以内の契約の解除・金融商品取引法第37条の6)</p> <p>(1)クーリング・オフ期間内の契約解除</p> <p>当社と投資顧問契約を締結したお客さまは、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内の期間であれば、ご自由に、<u>メール</u>により契約を解除することができます。また、当該契約の解除日は、お客さまがその<u>メール</u>を送信した日となります。</p> <p>なお、契約解除がなされた場合でも、<u>解除時までに行った助言の回数</u>に応じて算定した報酬額を当社は受領します。また、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。</p> <p><u>※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。</u></p> <p><u>※投資顧問契約が解約された場合、店頭外国為替証拠金取引にかかる口座も</u></p>	<p>クーリング・オフ条項</p> <p>(10日以内の契約の解除・金融商品取引法第37条の6)</p> <p>(1)クーリング・オフ期間内の契約解除</p> <p>当社と投資顧問契約を締結したお客さまは、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内の期間であれば、ご自由に、<u>書面</u>により契約を解除することができます。また、当該契約の解除日は、お客さまがその<u>書面</u>を返信した日となります。</p> <p><u>※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。</u></p> <p>なお、契約解除がなされた場合でも、<u>解除日までに行った助言</u>に応じて算定した報酬額を当社は受領します。<u>報酬の前払いがあるときは、前記のとおり算定した報酬額を差し引いた残額をお返しします。</u>また、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。</p>

<p><u>解約されます。</u></p> <p>(2)クーリング・オフ期間経過後の契約解除 <u>クーリング・オフ期間経過後に投資顧問契約が解除された場合でも、解除時までにを行った助言の回数に応じて算定し報酬額を当社は受領します。また、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。なお、契約解除は、メールにより行うものとし、当該契約の解除日は、お客さまがそのメールを送信した日となります。</u></p> <p><u>※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。</u></p> <p><u>※投資顧問契約が解約された場合、店頭外国為替証拠金取引にかかる口座も解約されます。</u></p>	<p><u>契約解除の際、お客さまの未決済建玉が存在する場合は、当社の裁量でお客さまの口座内の全建玉を強制決済し、お客さまの資金をFXダイレクトプラス口座に振り替えます。強制決済の結果発生した損益はすべてお客さまに帰属します。</u></p> <p>(2)クーリング・オフ期間経過後の契約解除 <u>お客さまは、クーリング・オフ期間経過後、「投資顧問契約書」第8条第1項に基づき、当社の指定する様式および方法で契約を解除できます。</u></p> <p><u>※(1)、(2)いずれの場合においても、投資顧問契約が解除された場合、店頭外国為替証拠金取引にかかる口座も解約となるため、口座内の資金をFXダイレクトプラス口座に振り替えた後、すべての店頭外国為替証拠金取引口座の解約手続きを行います。</u></p>
<p>----- 投資顧問契約に係るリスクについて -----</p> <p>当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。</p> <p>変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。</p>	<p>----- 投資顧問契約に係るリスクについて -----</p> <p>当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。</p> <p>変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク、<u>および外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスク等</u>があります。したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。</p> <p><u>その他のリスクについては、当社ホームページ等に記載の「外国為替取引のリスク」をご確認ください。</u></p>

投資顧問契約

(投資助言の内容及び方法並びに報酬)

第2条

1 当社は、お客さまに対して、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について、自動売買取引（お客さまがストラテジ（取引方法をプログラム化したもの。）をその裁量で選択し、当該選択したストラテジのプログラムに従って自動で行う売買取引。）の環境を提供することで、同法同条第8項第11号に規定する投資助言を行うものとします。

(新設)

2 投資助言に係る報酬は、「別紙」の通りとするものとします。

(投資顧問報酬の支払時期)

第5条

本契約によりお客さまが当社に支払う投資顧問報酬の支払時期は、当社が提供する店頭外国為替証拠金取引「セントラルミラートレーダー」において、その契約締結時毎に徴収するものとします。

(契約期間及び解約並びに返金等)

第8条

1 (略)

2 前項に従った方法による解約日は、お客さまが解約の旨を発信した日とするものとします。

投資顧問契約

(投資助言の内容および方法ならびに報酬)

第2条

1 当社は、店頭外国為替証拠金取引において、自動売買取引（お客さまが取引方法をプログラム化したストラテジをその裁量で選択し、当該選択したストラテジに従って自動で行う売買取引。）を行うにあたり、売買シグナル（ストラテジ）をお客さまに提供することで有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行うものとします。

2 セントラルミラートレーダー口座におけるお客さまの取引は、すべて本契約に基づく投資助言を受けたものとします。

3 投資助言に係る報酬は、「別紙」のとおりとします。

(投資顧問報酬の支払時期)

第5条

本契約によりお客さまが当社に支払う投資顧問報酬の支払時期は、当社が提供する店頭外国為替証拠金取引「セントラルミラートレーダー」において、その契約締結時毎とします。

(契約期間および解約ならびに返金等)

第8条

1 (略)

(削除)